

議案第74号

三朝町基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年9月9日

三朝町長 吉田秀光

三朝町基金条例の一部を改正する条例

三朝町基金条例（平成21年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
1 三朝町財政調整積立基金	年度間における財源の調整を図り、もって町財政の健全な運営に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。 (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。

				(3) 緊急に実施すること が必要となった大規模な 土木その他の建設事業の 経費その他必要やむを得 ない理由により生じた経 費の財源に充てるとき。  (4) 長期にわたる財源の 育成のためにする財産の 取得等のための経費の財 源に充てるとき。  (5) 償還期限を繰り上げ て行う地方債の償還の財 源に充てるとき。
2 三朝町減 債基金	町債の償還 及び町債の適 正な管理に必 要な財源を確 保し、町財政 の健全な運営 に資するこ と。	一般会計歳入 歳出予算に定 める額	一般会計歳入 歳出予算に計 上して当該基 金に積立て	(1) 経済事情の急激な変 動等により著しく財源が 不足する場合において、町 債の償還の財源に充てる とき。  (2) 町債の償還額が他の 年度に比して著しく多額 となる年度において、町債 の償還の財源に充てると き。  (3) 償還期限を繰り上げ て行う町債の償還の財源 に充てるとき。  (4) 地方税の減収補てん のため特別に発行を許可 された町債又は財源対策 のため発行を許可された 町債の償還の財源に充て るとき。
3 三朝町公 共施設營繕 基金	庁舎その他 町の公共用施 設の計画的か らの計画的か	一般会計歳入 歳出予算に定 める額	一般会計歳入 歳出予算に計 上して当該基 金に積立て	当該基金の設置目的を達 成するために必要な経費の 財源に充てるとき。

	つ安定的な整備及び營繕に資すること。		金に積立て	
4 三朝町情報通信設備管理基金	情報通信設備の整備及び維持管理に必要な財源を確保し、町民の安定した情報通信環境の構築に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	情報通信設備の整備及び維持管理の財源に充てるとき。
5 電源立地地域対策交付金基金	三朝町における次に掲げる措置又は事業の推進に資すること。 (1) 地域振興計画作成等措置 (2) 公共用施設の整備維持補修及び維持運営等事業 (3) 次に掲げる地域活性化事業 ア 地場産業振興支援事業 イ 地域資源利用魅力向上事業	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	第2欄に掲げる措置又は事業の財源に充てるとき。

	<p>ウ 福祉サービス提供事業</p> <p>エ 環境維持保全・向上事業</p> <p>オ 生活利便性向上事業</p> <p>カ 人材育成事業</p> <p>(4) 企業導入、産業活性化措置</p> <p>(5) 福祉対策措置</p> <p>(6) 企業立地資金貸付事業</p> <p>(7) 納付金加算等措置</p>			
6 三朝町社会福祉基金	町民の福祉を増進し、すべての町民が健康で文化的な生活を営むことに資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	町民の福祉を増進するための事業の財源に充てるとき。
7 三朝町営墓地運営基金	三朝町営墓地を円滑かつ効率的に運営すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	三朝町営山田墓地の運営事業の財源に充てるとき。
8 三朝町農山村ふるさと基金	三朝町における農山村地域の活性化の	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

	ための事業の 安定的な推進 に資すること。		金に積立て	
9 三朝町中 山間ふるさ と農村活性 化基金	地域住民が 共同して行う 農業用用排水 施設等の多様 な機能の維持 及び強化に係 る活動等を推 進し、もって 農村の活性化 を図ること。	一般会計歳入 歳出予算に定 める額	(1) 一般会 計歳入歳出 予算に計上 して、当該 基金の設置 目的を達成 するため 必要な経費 の財源に充 当  (2) (1)の ほか、一般 会計歳入歳 出予算に計 上して当該 基金に積立 て	当該基金の設置目的を達 成するために必要な経費の 財源に充てるとき。
10 三朝町地 域活力創出 推進基金	三朝町の恵 まれた資源を 生かして、地 域の活性化、 人材育成、産 業創出等を推 進し、もって 雇用創出を図 ること。	一般会計歳入 歳出予算に定 める額	一般会計歳入 歳出予算に計 上して当該基 金に積立て	当該基金の設置目的を達 成するために必要な経費の 財源に充てるとき。
11 三朝町國 民健康保険 財政調整基 金	年度間にお ける財源の調 整を図り、も って三朝町國 民健康保険財	三朝町国民健 康保険事業特 別会計歳入歳 出予算に定め る額	三朝町国民健 康保険事業特 別会計歳入歳 出予算に計上 して当該基金	国民健康保険事業の運営 上必要があると認めるとき。

	政の健全な運営に資すること。		に積立て	
12 三朝町介護保険財政調整基金	年度間における財源の調整を図り、もって三朝町介護保険財政の健全な運営に資すること。	三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出予算に定める額	三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	介護保険事業の運営上必要があると認めるとき。
13 三朝町簡易水道施設等改修基金	簡易水道施設等の維持管理を円滑に行うこと。	簡易水道事業特別会計歳入歳出予算に定める額	簡易水道事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	簡易水道施設等の改修事業に要する経費の財源に充てるとき。
14 三朝町温泉配湯事業財政調整基金	三朝町温泉配湯事業の安定的経営に資すること。	三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出予算に定める額	三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 温泉配湯施設の新設、増設又は改良に要する財源に充てるとき。 (2) 町債の繰上償還に要する財源に充てるとき。 (3) 経済情勢の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
15 三朝町下水道事業財政調整基金	三朝町下水道事業の安定的経営に資すること。	三朝町下水道事業特別会計歳入歳出予算に定める額	三朝町下水道事業特別会計予算に計上して当該基金に積立て	(1) 下水道施設の新設、増設又は改良に要する財源に充てるとき。 (2) 町債の繰上償還に要する財源に充てるとき。 (3) 経済情勢の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。

16 三朝町集落排水処理事業推進基金	三朝町における集落排水処理事業の円滑な運営と安定的経営に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 集落排水処理事業の安定的経営を図るため、借入金の償還財源に充てるとき。 (2) 償還期限を繰上げて行う借入金の償還財源に充てるとき。 (3) 集落排水処理事業の推進を図るために必要な経費に充てるとき。
17 三朝町財産区財政調整基金	各財産区の年度間における財源の調整を図り、もって三朝町財産区財政の健全な運営に資すること。	三朝町財産区特別会計の各財産区勘定歳入歳出予算に定める額	三朝町財産区特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	各財産区勘定の運営上必要があると認めるとき。

(備考)

- (1) 5の第4欄に定める積立ては、5の第2欄に定める措置又は事業ごとに区分して整理するものとする。
- (2) 5の第5欄に定める処分は、(1)に規定する区分に従って、その一部又は全部を処分することができる。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りではない。この場合において、基金の一部又は全部を処分した場合は、期間及び方法を定めて確実に本来の区分に従って積み戻さなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。